

長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程（案）

（設置）

第 1 条 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会設置規約第 9 条第 1 項の規定に基づき、長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に、長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 幹事会は、長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について協議又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項に提案するもののほか、長洲・荒尾地域の公共交通に必要な事項について協議又は調整するものとする。

（組織）

第 3 条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（幹事長及び副幹事長）

第 4 条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選任する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職を代理する。

（会議）

第 5 条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長は当該会議の議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

（専門部会）

第 6 条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（報告）

第 7 条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第 8 条 幹事会の庶務は、規約第 10 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 3月 日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名	役 職 名
長洲町	まちづくり課長
荒尾市	政策企画課長
産交バス株式会社	玉名営業所長
有限会社 長洲タクシー	
新幸タクシー 有限会社	
有限会社 有明観光タクシー	
九州運輸局熊本運輸支局	企画調整担当
九州運輸局熊本運輸支局	輸送・監査担当
地域代表	長洲校区
地域代表	清里校区
地域代表	六栄校区
地域代表	腹赤校区